

法律の概要

Q1

土壤汚染対策法はどのような法律ですか？

土壤汚染対策法は、土壤汚染による国民の健康被害の防止を目的としている法律であり、当該目的を達成するために必要なものとして主に以下の内容について定められています。

- ① 土壤汚染状況調査が必要となる契機及び調査方法
- ② 土壤汚染状況調査で汚染が認められた土地の区域の指定、対策、土地の形質の変更の制約
- ③ 土壤汚染状況調査で汚染が認められた土地から搬出される汚染土壌の取扱い
- ④ 土壤汚染の調査・対策等に関連する専門機関の義務等
- ⑤ その他雑則及び罰則

土壤汚染対策法に関して第一に認識しておきたいのは、日本国内で実施されるすべての土壤汚染の調査・対策を対象とするものではないということです。土壤汚染対策法が対象としている調査・対策は、調査契機とされている有害物質使用特定施設の使用が廃止された土地、土壤汚染のおそれの基準に該当する一定規模以上の土地の形質の変更を行う土地又は健康被害のおそれがあるとして都道府県知事から調査命令が出された土地において行われるものです。これらの調査契機に該当しない土地において実施される土壤汚染の調査・対策については、土地所有者等が指定の申請を行って法の枠組に取り込まれない限り土壤汚染対策法の規制の対象ではありません。

次に認識しておきたいのは、土壤汚染対策法で規定された調査方法・対策方法は完璧ではないということです。日本ではお上意識が今なお強く、土壤汚染対策法の手続を踏んで行われた調査や対策は、いわゆる「お墨付き」を得られたものとして見られがちです。しかし、土壤汚染対策法の調査で汚染が認められなかった物質についても土壤汚染がある場合がありますし、区域指定が解除された土地においても土壤汚染が残っている場合があります。これは、土壤汚染対策法が行政的な規制であることから、調査・対策方法についても技術的な適切さよりも規制内容としての適切さが優先されてしまっている部分があることによります。

以上からみえてくるのは、土壤汚染対策法の規制対象となる場合もならない場合も、「法律は最低限の規制」であることを認識し、土壤汚染対策法で規定された調査・対策方法を機械的に進めるのではなく、調査・対策の目的、土壤汚染リスクの内容、更に水理地質的条件等を考慮してサイトに適した調査・対策内容を検討・実施することが重要だということです。